

「第2次群馬県再犯防止推進計画」素案の概要

生活こども課

基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

群馬県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現する。

(3) 計画の位置づけ

- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく県基本計画
- ・「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(4) 計画の対象者

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人。

(5) 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

数値目標

指 標	基準値 (R5年度)	目標値 (R10年度)
再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数	19市町村	35市町村

基本方針及び重点課題

【基本方針】

I. 国及び民間団体等との緊密な連携の強化

重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組

II. 分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成

重点課題2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

III. 地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

重点課題3 就労・住居の確保への取組

重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組

重点課題6 犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施への取組

重点課題ごとの基本的な方向性・主な取組

1 国・民間団体等との連携強化

取組数 3⇒4

- ① 地域のネットワークの構築（庁内外の関係機関による横断的なネットワークでの課題の検討）
- ② 市町村再犯防止推進計画の策定の促進（県内市町村での計画策定の推進及び助言、情報提供）
- ③ 包括的な支援体制の整備促進（重層的支援体制整備事業等に取り組み市町村の支援）
- ④ 市町村、関係機関・団体との連携の強化（市町村や関係機関等と連携し、立ち直り支援の取組を推進）

2 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

取組数 5⇒7

1 民間協力者の活動の促進

- ① 民間ボランティアの確保（保護司、更生保護女性会等の活動に関する広報の充実）
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実（民間団体の活動費支援）

2 広報・啓発活動の推進

- ① 広報・啓発活動の推進（デジタルサイネージを活用した広報、パネル展示等）

3 就労・住居の確保

取組数 11⇒18

1 就労の確保

- ① 就職に向けた相談・支援等の充実（保護観察所と連携した職業相談等就労支援の充実）
- ② 新たな協力雇用主の開拓・確保（協力雇用主の確保）
- ③ 犯罪や非行をした人たちの雇用する企業等の社会的評価の向上等（協力雇用主等に対する表彰）
- ④ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実（離職した人の再就職支援）
- ⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援（障害のある人に対する就労支援）

2 住居の確保

- ① 地域社会における定住先の確保（県営住宅の入居における特別な配慮）

4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

取組数 11⇒16

1 高齢者又は障害のある人への支援

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実（地域生活定着支援センターの充実強化）
- ② 福祉サービス等の利用に関する関係機関との連携の強化（刑事司法関係機関との連携）

2 薬物依存を有する人への支援

- ① 治癒・支援等を提供する保健・医療機関等の充実（薬物依存症治療の専門医療機関の拡大）
- ② 薬物依存症の治癒・支援等ができる人材の育成（薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成）

5 学校等における修学支援の実施等

取組数 6⇒7

- ① 児童生徒の非行の未然防止（薬物乱用防止教育の充実）
- ② 非行による学校教育の中断の防止等（学校等と保護観察所が連携した支援）
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援（矯正施設からの進学・復学の支援等）

6 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

取組数 5⇒10

- ・性犯罪者、ストーカー加害者、暴力団員、少年・若者、女性に対する支援